

【オーストラリア】オーストラリア建築及び建設委員会再設置法案

海外立法情報課 芦田 淳

* 第 45 議会期の冒頭、保守連合政権は、オーストラリア建築及び建設委員会を再設置する法律案を提出した。政権は、前議会期から同法律案の成立を目指しているが、野党が反対の立場を採り、与野党の議席差も小さいことから、成立の見通しは明らかでない。

1 経緯

2016 年 8 月 31 日、保守連合政権は、オーストラリア建築及び建設委員会（Australian Building and Construction Commission）を再設置する法律案（Building and Construction Industry (Improving Productivity) Bill 2013）を議会下院に提出した。同委員会は、建設部門における労働関係の監督を目的とする機関である。再設置の主張の背景として、建設部門労働組合における違法行為（違法な労働争議、恐喝や収賄等）が、政府の設置した調査委員会の報告書においても指摘されている。建築及び建設委員会は、2005 年建築及び建設産業改善法（Building and Construction Industry Improvement Act 2005）により設置されたが、2012 年に労働党政権によって廃止された。そこで、同委員会を再設置するための今回と同様の法律案が、保守連合が政権を担った前議会期（第 44 議会期）にも二度提出されており（2013 年 11 月及び 2016 年 2 月）、下院では可決されたものの、与党の議席数が過半数に満たない上院で否決されていた（2015 年 8 月及び 2016 年 4 月）。この上院による二度の否決は、2016 年 7 月に解散による両院同時選挙が行われる要因となっていた（注 1）。

2 法律案の概要

法律案は 9 章から成り、第 1 章は建築及び建設に関する規制の範囲の定義等、第 2 章は建築及び建設委員会の設置及び同委員会の長の地位、第 3 章は建築業者や国が遵守すべき建築規則（Building Code）及びそれに関する報告義務、第 4 章は建築業における職場の健康と安全をつかさどる連邦安全委員（Federal Safety Commissioner）の設置、第 5 章は違法なストライキ（picketing）を含む違法な抗議活動の定義及び罰則等、第 6 章は雇用のほか、退職年金基金の選択及び労使関係文書の変更等を強要する行為の禁止、第 7 章は建築及び建設委員会の長及びオーストラリア建築及び建設監督官（Australian Building and Construction Inspectors）等の権限についてそれぞれ規定しており、第 8 章は施行に関する規定、第 9 章は建築及び建設委員会等の入手した情報の取扱いに関する規定を含むその他の規定となっている。建築及び建設委員会の再設置以外の現行制度（注 2）との主な相違点としては、規制の地域及び職種に係る適用範囲の拡大、事前統制の廃止による監督機関（ここでは、建築及び建設委員会の長）の調査権限の強化、違法なストライキに対する過料（個人は 3 万 4000 ドル、団体は 17 万ドル）の創設が挙げられる。なお、ストライキの違法性については、その目的、影響及び理由により判断される。また、同委員会の再設置に当たっては、4 年間で 3500 万豪ドル（注 3）の支出増加が見込まれている。

3 法律案に対する各党の反応

野党労働党は、法律案に常に反対の立場を示しており、2016年2月の下院審議においては、建築及び建設委員会に付与される権限が強すぎ、市民の自由を危険にさらすおそれがあると批判した。緑の党も、法律案に反対の立場を示しており、2013年には、法律案が企業側に有利な労働政策が導入される前触れであり、与党は労働組合を潰すことを望み、人々の労働に関する権利を攻撃していると批判した。他方、緑の党は、2016年2月の下院審議において、労働組合の不正行為に対する全国的な監視機関の設置も提案していた。

これに対して、上院で複数の議席を保持している小政党では、右派のワン・ネーション党が法律案に対する態度を決定しておらず、中道の「ゼノフォン・チーム」（ゼノフォンは党首名）は、法律案に建築及び建設委員会の調査権限に対する行政控訴裁判所による統制等を加えることで、当該法律案を支持すると見られている。

4 今後の見通し

連邦憲法は、法律案に対する両院の不一致を理由として解散した場合、解散後の両院総選挙により構成された新しい議会においても当該法律案をめぐる両院が一致しなかったときは、総督が両院議員全員による合同会議を招集することができ（第57条第2項）、合同会議において両院議員総数の過半数の承認が得られれば、当該法律案は両議院を適正に通過したものとみなすと規定している（同条第3項）。今回の法律案も、下院で再審議・再可決された上で、上院に送付される見込みである。しかし、2016年選挙で与党保守連合は下院で辛うじて過半数を獲得したものの、上院では過半数を獲得しておらず、現状において法律案可決には複数の小政党の賛成を得る必要があると考えられる。

注（インターネット情報は2016年10月17日現在である。）

- (1) 上院と下院は、原則的に全ての法律案について同等の権限を有している（憲法第53条第5項）。下院が可決した法律案を、上院が否決し、若しくは議決せず、又は下院が同意しないような修正を付して可決したときに、3か月経過した後においても両院が一致しなかった場合は、総督は両院を同時に解散することができる（同第57条第1項）。山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情3』（調査資料2003-2）国立国会図書館調査及び立法考査局、2003, p.101. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999538_po_20030206.pdf?contentNo=6&alternativeNo=> なお、この他のオーストラリア連邦憲法に関する記述も、上記論文を参照した。
- (2) 現在は、2012年建築産業に関する公正労働法（Fair Work (Building Industry) Act 2012）により設置された「建築及び建設に関する公正労働庁（Fair Work Building and Construction）」が建設部門における労働関係の監督機関である。同庁は、廃止された建築及び建設委員会に比べて、調査を実施する際に事前に行政控訴裁判所の承認を必要とする等、権限行使に対する制約が強化されている。
- (3) 1豪ドルは約77円（平成28年10月分報告省令レート）。

参考文献

- ・“Building and Construction Industry (Improving Productivity) Bill 2013” <<http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22legislation%2Fbillhome%2Fr5692%22>>